

◎新潟県告示第744号

水防法（昭和24年法律第193号）第16条第4項の規定により水防警報を行う河川の指定を次のとおり変更した。

令和2年6月23日

新潟県知事 花 角 英 世

1 水防警報を行う河川及び区域

次の表の変更前の欄中下線が引かれた部分（以下「変更部分」という。）を当該変更部分に対応する同表の変更後の欄中下線が引かれた部分に改める。

変 更 前		変 更 後	
河 川	区 域	河 川	区 域
能代川	左岸： <u>五泉市上戸倉</u> から 小阿賀野川合流点まで 右岸： <u>五泉市上戸倉</u> から 小阿賀野川合流点まで	能代川	左岸： <u>五泉市笹野町</u> から 小阿賀野川合流点まで 右岸： <u>五泉市千原</u> から 小阿賀野川合流点まで

2 変更年月日

令和2年6月3日